

国立大学法人小樽商科大学構内交通規制に関する実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は、国立大学法人小樽商科大学構内交通規制に関する実施要項（以下「要項」という。）第10条の規定に基づき、構内における交通規制の実施に関する必要事項を定めるものとする。

(一般入構許可証（要項第4条）)

第2条 本学の職員等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、自動車の一般入構許可証の交付を受けることができる。

- (1) 通勤距離が、1.0 km 以上である場合。ただし、通勤手当受給者にあつては、自動車による通勤手当受給者に限る。
- (2) 身体の障害又は疾病等のため、自動車によらなければ通勤が困難な場合
- (3) 通院に必要な場合。ただし、その必要がなくなったときは、入構許可は取り消されるものとする。
- (4) 就学児未満の子女の通園の送迎に必要な場合。ただし、その必要がなくなったときは、入構許可は取り消されるものとする。
- (5) 教員が、1ヵ月以上の期間で1講目、6講目又は7講目の授業を担当する場合。ただし、入構許可は、その授業のある日又は曜日についてのみ与えられるものとする。
- (6) 教員が、1ヵ月以上の期間で兼職の業務を行うため自動車による移動を必要とする場合。ただし、入構許可は、その業務のある日又は曜日についてのみ与えられるものとする。
- (7) その他施設委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める特別な事情がある場合

2 教務課及び学生支援課は、各課の職員が夜間主コース対応勤務により臨時に自動車での通勤を必要とする場合のため、一般入構許可証の交付を受けることができる。これにより交付される一般入構許可証の使用は、教務課の職員にあつては教務課長の、学生支援課の職員にあつては学生支援課課長の許可を必要とするものとする。

3 非常勤講師は、その授業がある日又は曜日について、一般入構許可証の交付を受けることができる。

4 本学の運営上必要な業務に自動車を必要とする者が、年度を通じてほぼ定期的に大学を訪れる場合

(学生入構許可証（要項第4条）)

第3条 学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録された授業がある日又は曜日に限り、学生入構許可証の交付を受けることができる。

- (1) 学部昼間コース学生にあつては、公共の交通機関による通学時間が概ね片道1.5時間を超える場合
- (2) 学部夜間主コース学生にあつては、自動車通学を希望する者。ただし、学部夜間主コース学生は、登録された昼間コース授業科目を受講するため、当該授業のある日又は曜日について特別の入構許可を受ける場合を除き、17時以前に自動車に入構することができない。
- (3) 大学院生にあつては、通学距離が1.0 km 以上である場合
- (4) 身体の障害又は疾病等のため、自動車によらなければ通学が困難な場合。ただし、申請の際は、医師の診断書等の提出を要する。
- (5) 学部昼間コース・学部夜間主コース以外の学生にあつては、勤務のため、自動車

によらなければ通学が困難な場合。ただし、申請の際は、勤務先の証明書等の提出を要する。

- (6) 部の通常の活動のために大学と部の活動場所との移動に自動車を必要とする場合
- (7) その他委員会が必要と認める特別な事情がある場合

(臨時入構許可証 (要項第4条))

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時入構許可証の交付を受けることができる。

- (1) 教員が、1ヵ月未満の期間に1講目、6講目又は7講目の授業を担当する場合
- (2) 事務職員が、早朝又は夜間に勤務する場合
- (3) 職員等が、構内への荷物の搬出入等のため自動車を必要とする場合
- (4) 学生が、部の活動で荷物の搬出入等のため自動車を必要とする場合
- (5) 本学の運営上必要な業務に自動車を必要とする業者が、一時的に大学を訪れる場合
- (6) 来客者が、自動車により入構する場合
- (7) その他委員会が必要と認める特別な事情がある場合

(許可証の交付申請手続 (要項第4条))

第5条 許可証の交付を受けようとする者は、所定の申請書に必要事項を記載の上、学生にあっては学生支援課に、その他の者にあっては会計課に、それぞれ申請するものとする。

- 2 一般入構許可証又は学生入構許可証の交付を希望する者は、入構許可申請書を提出し、年度初めの適当な時期までに交付を受けなければならない。ただし、年度の途中で第2条又は第3条の定める事由に該当する事実が生じたとき又は自動車等を使用することが可能となったときは、この限りでない。
- 3 臨時入構許可証の交付を希望する者は、やむを得ない理由による場合を除き、入構する日の前日までに交付を受けなければならない。
- 4 臨時入構許可証の交付を希望する者は、学生にあっては学生支援課に申請の上、学生証と引き換えに、また、その他の者にあっては警務員室に申請の上、交付を受けるものとする。

(許可証の有効期間 (要項第4条))

第6条 一般入構許可証は、交付を受けた日から効力を有する。ただし、入構事由が消滅した場合又は違反等により入構許可が取り消された場合はその時点から効力を失う。効力を失った一般入構許可証は、速やかにこれを申請した部署に返却しなければならない。

- 2 学生入構許可証は、交付を受けた日から交付を受けた年度の末日まで効力を有する。ただし、入構事由が消滅した場合又は違反等により入構許可が取り消された場合はその時点から効力を失う。効力を失った学生入構許可証は、速やかにこれを申請した部署に返却しなければならない。
- 3 臨時入構許可証は、交付にあたり別段の許可がある場合を除き、交付した日のみ有効とする。入構の事由が消滅した場合は、速やかにこれを申請した部署に返却しなければならない。

(駐車場所 (要項第6条第1項))

第7条 要項第6条第1項第一文に定める指定駐車場は、これを別に定める。

- 2 要項第6条第1項第二文の定める委員会による特別の許可は、身体の障害又は疾病等のため構内への駐車が必要な場合に限り、認められるものとする。

(悪質な違反行為(要項第7条))

第8条 要項第7条第2項に定める特に悪質と認める行為とは、次のとおりとする。

- (1) 構内及び大学周辺における暴走行為
- (2) 構内及び大学周辺における、教育研究活動を害する騒音行為
- (3) 許可証の他人への貸与、記載事項の書き換えその他の不正使用
- (4) 公道への累積違法駐車
- (5) タイヤロック処分後の、構内及び公道への再違反駐車
- (6) その他委員会が悪質と判断する行為

附 則

この細目は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

国立大学法人小樽商科大学構内交通規制に関する実施細目(平成16年8月10日制定、平成21年4月1日最終改正)は、廃止する。

附 則

この細目は、平成27年1月15日から施行し、平成26年10月1日から適用する。